

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県番	事業所一連番号
-------	---------

賃金構造基本統計調査

個人票

(平成 年6月分)
厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項について
は、統計以外の目的に使ったり、他に漏
らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連番号	(2) 労働者の番号 又は氏名	(3) 性	(4) 雇用形態				(5) 就業形態	(6) 最終学歴	(7) 年齢	(8) 勤続年数	(9) 労働者の種類	(10) 役職番号	(11) 職種番号	(13) 実労働日数	(14) 所定内実労働時間数	(15) 超過実労働時間数	(16) きまって支給する現金給与額					(21) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額	備考				
			常用労働者		臨時労働者												(17) (16)のうち 超過労働給与額	(18) (16)のうち 通勤手当	(19) (16)のうち 精進手当	(20) (16)のうち 家族手当							
			正社員・正職員	正社員・正職員以外	正社員・正職員	正社員・正職員以外																					
		1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4	歳 年	1 2	1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5	日	時間	時間	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円						
		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
01		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
02		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
03		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
04		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
05		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
06		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
07		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
08		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
09		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															
10		男女	1 2	1 2	3 4	5	1 2	1 2 3 4		1 2	1 2 3 4	1 2 3 4 5															

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。